

## 実施状況シート6【適用除外】

【担当課・グループ名】 消防本部 予防課 予防グループ

行政活動の名称	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定				
概要	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、四街道市火災予防条例について所要の整備を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	四街道市火災予防条例の一部改正については、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成27年総務省令第93号)(以下「対象火気省令」という。)の一部改正に基づくものであり、対象火気省令は消防法施行令第5条及び第5条の2の規定に基づき定められ、この規定は消防法第9条の規定に基づくものであり、消防法第9条では、火を使用する設備、器具等に対する規制について、全国的に統一的な基準を設ける必要があることにかんがみ、「政令で定める基準に従い」市町村条例で定めることとされているため。				
公告日 *1	27年12月7日	公告第336号	その他の公表	27年12月7日 HP	
計画等決定時期 *2	28年3月31日	行政活動実施時期 *3	28年4月1日	実施段階(PDCA) *4	A
*1…条例第6条第3項の規定による公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載 *3…行政活動の実施をした日を記載(未実施の場合は、予定日を記載) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である

市民参加推進評価委員会コメント

適切である